

# ヒューマンライツ＋ウ

## 感染症に関する人権問題

HIV やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。今回は HIV とハンセン病について、考えてみましょう。



### HIV/エイズってなに？



HIV

Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ(AIDS)

Acquired Immuno Deficiency Syndrome (後天性免疫不全症候群)

HIV は、エイズを引き起こすウイルスです。感染すると一生ウイルスを保有しつづけることになります。また、HIV は人の免疫組織に打撃を与え続け、いろいろな病気に対する抵抗力を少しずつ奪っていきます。エイズを発症すると免疫の機能が破壊され、その結果、さまざまな重い感染症や悪性腫瘍にかかると、生命にかかわることになります。

誤解  
・  
偏見

あくしゅ かいわ  
握手や会話



お風呂やプール



せきやくしゃみ



こんなことでは  
感染しません

つかわて  
吊り革・手すり



かやダニなどに  
刺される



いぬ ねこ とうぶつ  
犬や猫などの動物  
から感染する



### HIVの感染経路

性的感染	最も多い感染経路です。HIV を含む精液・膣分泌液・血液などが性行為によって相手の性器や肛門、口などの粘膜や傷口から体内に入り感染します。
血液感染	輸血、注射器・注射針の共有（例：麻薬や覚醒剤を注射器で回し打ちする等）によって感染します。
母子感染	母親が HIV に感染していると、妊娠中や出産時に赤ちゃんに感染する可能性があります。母乳によっても感染する可能性があります。





## ハンセン病ってなに？

「らい菌」による感染症で、主に皮膚と末梢神経の病気。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、病名からくる差別と偏見に対する固定観念を是正するため「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセン氏の名をとって、現在では「ハンセン病」と呼ばれています。現在、ハンセン病は治療法が確立しており完治する病気ですが、後遺症を残すことなく治すためには、早期発見と適切な治療が大切です。



## ハンセン病はなぜ差別を受けたのか？

治療薬が使用されるようになる前は、発病すると病気が進行し顔や手足に変形がおきることや家族内に病気が現れることがあり『遺伝病』と誤解されていました。そして、政府が法律をつくって患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を大がかりに消毒する政策をとったため、「とても怖い病気」という誤った認識を人々に植え付けました。

そのせいでハンセン病患者だけでなく、家族たちへの偏見や差別も高まり、近所付き合いから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、引っ越しを余儀なくされる等の差別を受けました。



## 隔離政策によって行われた人権侵害

・ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が官民一体となって、ハンセン病患者を見つけ出し強制的に療養所に送り込みました。

### 《ハンセン病療養所での差別》

- ・療養所所長に懲戒検束権（裁判を行わず患者を懲罰できる）が与えられ、逃亡を企てたり、職員に逆らったりすると監禁室に収容されました。
- ・療養所内から退所も外出も許されず、あらゆる療養所内の仕事を患者作業としてさせました。
- ・療養所内での結婚の条件として断種や人工妊娠中絶が行われました。
- ・家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。

ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと  
 差別的な言動をされること  
 結婚問題で周囲の反対を受けること  
 就職・職場で不利な扱いを受けること  
 じろじろ見られたり、避けられたりすること  
 職場・学校で嫌がらせやいじめを受けること  
 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること  
 治療や入院を断られること  
 アパート等への入居を拒否されること  
 特にない・わからない





# 現在のハンセン病問題

裁判等を経て、国の責任が明確にされました。しかし、多くの元患者の人たちが今も療養所や施設で生活しています。ハンセン病が治ったにも関わらず、故郷に帰ったり、社会に復帰できないのは病気に対する根強い誤解や無理解があり、また、入所者の多くはすでに高齢となっているからです。

二度とこのような過ちを起こさないため、ハンセン病について正しく理解し、それをまわりの人に伝えて偏見や差別をなくしていくことが大切です。

## ハンセン病回復者と家族のための相談・支援窓口

### ◆ハンセン病回復支援センター（社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大阪府済生会）

住所

大阪府中央区谷町7丁目4-15（大阪府社会福祉会館3階）

電話

06-7506-9424 月曜日～金曜日 9時30分～17時（祝日、年末年始を除く）

### ◆大阪府 地域保健課 疾病対策・援護グループ

住所

大阪府中央区大手前2丁目1-22

電話

06-6944-9172（直通）

私たちはだれでも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。しかし、誤った知識や偏見などから人権が侵害されてしまうことがあります。一人ひとりが正しい知識を持ち、人権を尊重し、差別や人権侵害を許さない社会を築いていきましょう。



## 一人で悩まないでください

人権のことで心が傷ついたときには、身近なところで相談しましょう。

暮らしの中で起こるさまざまな人権問題に関して、相談できます。



摂津市  
相談機関

### 人権なんでも相談／摂津市人権協会（人権女性政策課内）

☎ 06-6383-1011（直通）

🕒 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

### 男性電話相談／摂津市人権女性政策課

☎ 06-6155-9167（直通）

🕒 毎月 第4水曜日 午後1時～午後4時（祝日、年末年始を除く）



発行年月日

平成31年3月

編集・発行

摂津市市長公室人権女性政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

06-6383-1324（直通）